

岡崎幸田交通安全協会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は岡崎幸田交通安全協会(以下単に本会)と称する。

(事 務 局)

第 2 条 本会の事務局は岡崎警察署内におき、その運営は別に定める。

(目 的)

第 3 条 本会は会員相互の理解と協力により、交通道徳の高揚と交通の安全と円滑を図り、もって交通事故の防止を目的とする。

(性 格)

第 4 条 本会は財団法人愛知県交通安全協会の目的事業を推進する地方組織で岡崎市および額田郡内一円の個人および団体の任意加入組織とする。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 5 条 本会は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 交通事故防止および交通安全意識高揚のための啓蒙活動。
2. 交通安全施設の改善および交通秩序確立に関する調査研究ならびに対策。
3. 交通障害の調査およびその対策。
4. 自動車運転者及び関係者に対する指導教養。
5. 交通功労者に対する表彰。
6. 交通関係団体との連絡協調。
7. その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第 3 章 組織及び機構

第 6 条 本会は次に掲げる会員により組織する。

1. 名誉会員
学識経験のある者または本会のため特に功労のあったもので本会において推せんした者。
2. 賛助会員
本会の事業に賛成し協力する次のもの。
 - (1) 官公署および報道機関
 - (2) その他本会の事業に賛同するもので、本会の認めたもの。
3. 正会員
次の各号に属するもので会費を納めるもの。
 - (1) 営業用貨物自動車業者
 - (2) 営業用乗用自動車業者
 - (3) 私鉄業者、乗合自動車業者ならびに貸切自動車業者
 - (4) 自家用自動車所有者ならびにその団体
 - (5) 大型自動車販売ならびに整備業者

- (6) 小型自動車販売ならびに整備業者
- (7) タイヤ販売整備業者
- (8) 石油製品販売業者
- (9) 貨物取扱業者および倉庫業者
- (10) 自転車製造販売および修理業者ならびにその団体
- (11) 土木建築業者
- (12) 繊維業者
- (13) 機械金属業者、鋳業者および石材業者
- (14) 醸造業者（清涼飲料を含む）
- (15) 金融業者
- (16) 百貨店、劇場、映画館、遊技場、そのほか多数の人の出入りする業者
- (17) 農林業およびその団体
- (18) 木材業
- (19) 鮮魚青果業
- (20) 前各号のほか常時10人以上従業員を雇傭する会社、工場、商店事業者
- (21) その他本会の事業に賛同する者および団体

(部 会)

第 7 条 本会は必要に応じ、特別又は常任等の専門部会を設けることができる。部会の運営については別に定める。

(地域部会)

第 8 条 本会の下部組織として地域別に分会(地域名を冠し〇〇分会と称する。)を設ける。分会の規約は本会の定める準則に基づき制定し、本会の承認を受けるものとする。会長は必要により分会長会議を開催することができる。

(役員および職員)

第 9 条 本会に次に掲げる役員を置きいづれも名誉職とする。ただし、専務理事は常勤とし、有給とする。

1. 会 長 1 人
2. 副 会 長 若干人
3. 専務理事 1 人
4. 常任理事 若干人
5. 理 事 若干人
6. 評 議 員 若干人
7. 監 事 3 人
8. 会 計 2 人以内

(役員を選任)

第 10 条 会長は常任理事の推薦による。

副会長、専務理事、常任理事、監事および会計は常任理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

ただし、副会長のうち1人は第8条の規定による分会の長のうちから選ぶものとする。前項の推薦については、時宜により常任理事または理事の中から選考委員を選んで、これを決することができる。

理事は評議員の推薦による。

評議員には本会の正会員をもってあてる。

(任 務)

- 第 11 条 会長は本会を代表し、会務を統理し、会議の議長となる。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
常任理事は各般にわたる事務を処理し、業務遂行に関する提案を行なう。
理事は理事会に出席し、協議に参画する。
評議員は総会に出席し、議決にあたる。
監事は経理会計を監査する。
会計は会計事務を統理する。

(任 期)

- 第 12 条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(顧問および相談役)

- 第 13 条 本会に顧問および相談役を置く。
顧問および相談役は、理事会に諮り会長が委嘱する。顧問および相談役は会議に出席し、本会の事業遂行に関して各般の意見を開陳する。

(参与および職員)

- 第 14 条 本会に参与若干人を置き、交通問題に関して、知識経験を有する者について、会長がこれを委嘱し名誉職とする。
参与は会長の指示を受けて、本会の事業の遂行に関して会長を補佐するものとする。
本会に事務局を置き職員は会長が任命し有給とする。
職員は会長(状況によって参与)の指揮を受けて本会の事務を処理する。

第 4 章 会 議

(会議の種別)

- 第 15 条 本会の会議は総会および役員会とする。

(総 会)

- 第 16 条 総会は毎年1回以上これを開き、次の事項を議決する。

1. 予算および決算
2. 理事会において必要と認めた事項
3. 会則の改廃
4. その他重要事項

(役 員 会)

- 第 17 条 役員会は正副会長会議および常任理事会とする。
常任理事会は年1回以上開催し、次の事項を議決する。

1. 総会に提出すべき事項
2. 本会の事業遂行に必要な事項
常任理事会は必要により開催し、総会または常任理事会において委任せられた事項および日常会務を協議決定し、およびこれを執行する。

(議 決)

- 第 18 条 議決は出席者の過半数により、これを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(召 集)

- 第 19 条 会議は会長がこれを召集する。ただし総会は評議員の、役員会は役員半数以上の要請があった場合これを召集しなければならない。

第 5 章 会 計

(経 費)

第 20 条 本会の経費は次による。

1. 会 費
2. 交 付 金
3. 寄 付 金
4. 事 業 収 入
5. その他収入

(会 費)

第 21 条

本会の会費は総会をもって定め、年度始めから総会后 1 ヶ月以内に事務局に納入するものとする。

ただし前後期の二期に分納することができる。

(会計年度)

第 22 条

会計年度は毎年4月1日にはじまり。翌年3月31日に終る。

準 則

(細部規定)

第 23 条

会長は本会運営に必要な細部規定を定めることができる。

附 則

- (1) この規約は昭和34年4月1日より施行する。
- (2) 岡崎交通安全協会会則、同専門部会および分会運営規定は廃止する。
- (3) この規約改正は、昭和46年6月3日から施行する。
- (4) この規約改正は、昭和60年6月4日から施行する。
- (5) この規約一部改正は、平成29年6月2日から施行する。
- (6) この規約一部改正は、令和 6 年12月2日から施行する。